岩手県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月27日

岩手県公安委員会

委員長 小 野 公 代

岩手県公安委員会規則第12号

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

岩手県警察組織規則(昭和49年岩手県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後			
(警備部の分課)			(警備部の分課)			
第26条 警備部局	こ次の <u>3課</u> 及び1隊を置く。	第	26条	警備部	3に次の <u>2課</u> 及び1隊を置く。	
[略]			[略]			
警備課			警備課			
警衛対策課						
機動隊			機動隊			
(警備課)			(警備課)			
第28条 警備課	こおいては、次の事務をつかさどる。	第	28条	警備課	Rにおいては、次の事務をつかさどる。	
(1) 警護に関すること。			(1) <u>警衛及び</u> 警護に関すること。			
(2)~(10) [略]			(2)~(10) [略]			
(警衛対策課)						
第28条の2 警衛対策課においては、第73回全国植樹祭の開催						
に伴う警衛その他の警衛に関する事務をつかさどる。						
(課の内部組織)			(課の内部組織)			
第31条 本部の課の内部組織として、次の表に掲げる組織を置 第3				本部の)課の内部組織として、次の表に掲げる組織を置	
<.			<。			
課	内部組織			課	内部組織	
[略]			[略]			
警備課	警護対策室 災害対策室 警察航空隊		警備	課	警衛警護対策室 災害対策室 警察航空隊	
2 [略]		2	2 [略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。						

附則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。